

特 集 号
5 | 20
平成25年(2013)

北区ニュース



区内中学生の防災教室

東京都北区地域防災計画を改定しました

～地震・水害に強い安全・安心なまちづくりを目指して～

1. 地域防災計画とは

北区地域防災計画は、区の防災対策の総合的な計画です。

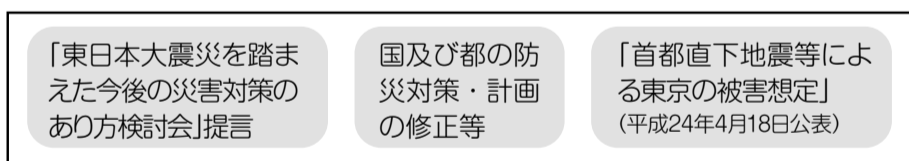
この計画に基づき、さまざまな防災・減災*対策に取り組んでいます。
*減災とは…被害を完全に防ぐことはできない大災害の際に、人命をまもることを最重視し、さまざまな対策を組み合わせることで実施することにより、災害時に被害を最小化する考え方



2. 改定の背景

東日本大震災以降、国や都では防災に関わる計画の修正や、被害想定の見直しなどさまざまな動きがありました。区においても「東日本大震災を踏まえた今後の災害対策のあり方検討会」を設置し、提言をいただきました。

こうした背景をふまえ、「北区地域防災計画(平成20年修正)」の大幅な改定に着手しました。



「東京都北区地域防災計画(平成20年修正)」の大幅な改定に着手

3. 首都直下地震等による東京の被害想定

平成24年4月に東京都防災会議で決定した「首都直下地震等による東京の被害想定」における、北区の被害想定の内容を本計画に反映しています。

都の新たな被害想定では、客観的なデータや科学的な裏付けに基づき、より実態に即した被害想定へと全面的に見直し(地震モデル、火災の想定手法の改良)がされました。

「首都直下地震等による東京の被害想定」における想定地震(平成24年4月)

種類	東京湾北部地震	多摩直下地震(プレート境界多摩地震)	元禄型関東地震	立川断層帯地震
震源	東京湾北部	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域
規模	マグニチュード7.3(以下「M」と表記)		M8.2	M7.4
震源の深さ	約20～35km		約0～30km	約2～20km

首都直下地震の中でも、特に大きな被害が想定されている東京湾北部を震源とする地震における北区の被害想定結果は、次のとおりです。

地震の震源地	東京湾北部
地震の規模	M7.3(震度別面積率: 6弱 74.3%、6強 25.7%)

条件	規 模		東京湾北部地震(M7.3)	
	時 期 及 び 時 刻		冬の午後6時	
物的被害	風	速	4m/秒	8m/秒
	原因別建物全壊	ゆれ		2,658棟
液状化			29棟	
急傾斜地崩壊			104棟	
計			※2,792棟	
火災	出火件数		14件	
	焼失棟数 倒壊建物を含まない		597棟	620棟
ライフライン	電力(停電率)		11.3%	
	固定電話(不通率)		1.7%	
	ガス(供給停止率)		0.0～57.9%	
	上水道(断水率)		32.6%	
	下水道(管きよ被害率)		26.0%	
人的被害	エレベーター閉じ込め台数		99台	99台
	震災廃棄物		101万t	101万t
	死者		125人	126人
	うち災害時要援護者死者数		93人	94人
	負傷者		2,836人	2,837人
	うち重傷者		267人	268人
	避難者		73,310人	73,410人
	滞留者数		247,350人	
	うち帰宅困難者数		69,466人	
	自力脱出困難者		865人	

※小数点以下の四捨五入により、合計が一致しない

4. 改定の5つの基本方針

- (1) 過去の大災害等から得た教訓を可能な限り反映
- (2) 首都直下地震等による東京の被害想定を踏まえ、減災目標等を見直し、区における取組内容を明確化
- (3) 「東日本大震災を踏まえた今後の災害対策のあり方検討会」の提言と、北区の地域特性の反映
- (4) 自助・共助・公助の役割を再度明確化し、それぞれの主体の力を強めるための方策を一層推進。特に区は、業務内容を明確化し、全庁的な態勢を強化
- (5) 防災に関する政策・方針決定過程及び現場における女性の参画の拡大と、男女双方の視点に配慮した防災対策の推進

のポイント >>>>>>>>>>>>>>>>

(3) 災害時要援護者^{*1} 支援のあり方の定義の明確化

区として実現を目指す、災害時要援護者支援のあり方を定義します。

※1 災害時要援護者とは

災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から身を守るために避難するなどの適切な防災行動をとるために支援を必要とする人

定義

● 区における災害時要援護者支援とは、基本的に、大規模火災や家屋倒壊などの甚大な被害、また多数の避難者などが出るような災害が発生した場合に、自主防災組織等が要援護者名簿を用いて、避難所で要援護者の避難状況を確認すること、その結果、不在の要援護者がいれば、自宅等を訪問して安否確認などを行うことを指す。以上を、災害の発生から3日以内を目標として実施する。

● 状況次第では命に関わる方^{*2}に対しては(上記に限らず)、区、関係機関等が主体となり安否確認などを行う。

※2 例えば、人工呼吸器などの電子機器を使用している方へは、停電時にも安否確認が必要になる。

(4) 備蓄の推進

①備蓄の充実

特に災害時要援護者や女性・子どもの視点から備蓄の充実を図ります。

(ほ乳瓶温め器・生理用品の充実・防犯ブザー・簡易型更衣室など)



②事業者等との連携の強化

区として倉庫等に備蓄するだけでなく、災害が起きたときに食料等を提供してもらえるよう事業者等の協定の締結を推進します。



③職員向け備蓄の推進

(5) 関係機関等の活動拠点の明確化

①ボランティアの活動拠点の明確化

ボランティアの活動拠点として「みどりと環境の情報館 (エコベルデ)」を位置づけます。

②自衛隊活動拠点の明確化

迅速な受援態勢の構築のため、自衛隊の活動拠点を「赤羽スポーツの森公園」と位置づけます。

(6) 各種災害協定の締結と強化

①災害時相互応援協定の締結の推進

北区との位置関係、地域特性等を考慮し、他自治体との相互応援協定の締結を推進します。

②各所管課が関係のある事業者・団体等との協定を締結する仕組みづくり

(7) 帰宅困難者対策基本方針の策定

①区としての方針の策定「北区帰宅困難者対策基本方針」

- 一斉帰宅抑制実現のための区内事業者等の備蓄対策の推進
- 家族との連絡手段・発災後の行動を考慮しておくなどの事前準備の啓発
- 徒歩帰宅者のための帰宅支援対象道路を指定し、滞留者等に案内・広報
- 沿道の帰宅支援ステーションなどを整備し、より一層の安全・安心を確保

②一時滞在施設・帰宅支援対象道路の指定 (徒歩帰宅者の安全な区内通過)

③駅前滞留者対策協議会の設置

④事業所備蓄の推進



東日本大震災翌日(平成23年3月12日朝)王子駅前の様子

(8) 放射性物質対策を新たに位置づけ

都内及び区内において原子力災害による放射性物質等への影響が懸念される事態に備え、情報伝達態勢等の整備などを新たに記述しました。

(9) 風水害対策の充実

今回の改定では、区での発生頻度が高く対策の緊急性の高い都市型水害に関する対策を強化します。

①水防本部態勢の強化

②都市型水害時の避難体系の見直し

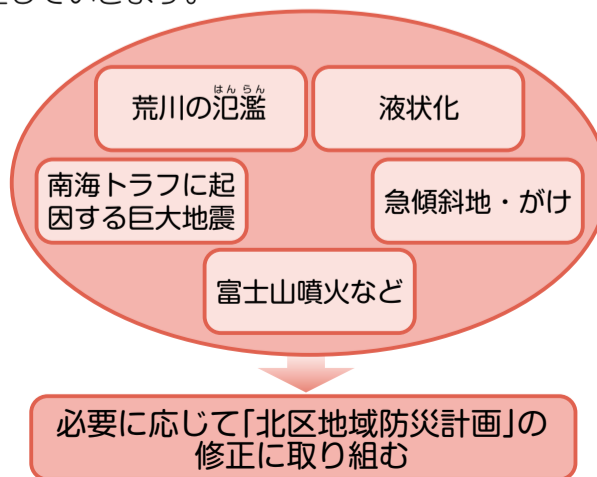
都市型水害時の避難行動を明確化

③都市型水害に関するリーフレットの作成

3. 今後の計画の修正に向けて

今回、区では東日本大震災の教訓や「首都直下地震等による東京の被害想定(平成24年4月公表)」等をふまえた大幅な計画の改定に取り組みました。しかし、北区で起こりうる自然災害(下記の事柄等)について、現在、国や都において検討や研究が進められています。

こうした動きを見ながら、区としても、必要に応じて「北区地域防災計画」を修正していきます。



計画の見直し

1. 目標の見直し

目標

被害軽減とくらし・まちの再生に向けた目標(減災目標)の設定

【目標1】

① 死者を6割減少させる

被害想定約180人*から約70人以下へ

*想定されている最大の死者数:184人

(東京湾北部地震・冬の午前5時・風速4または8m/秒)

② 避難者を約4割減少させる

被害想定約73,000人*から約44,000人以下へ

*想定されている最大の避難者数:73,410人

(東京湾北部地震・冬の午後6時・風速8m/秒)

③ 建築物の全壊棟数を約6割減少させる

被害想定約3,400棟*から約1,300棟以下へ

*想定されている最大の全壊棟数:3,412棟

[原因別建物全壊2,792棟+火災による焼失(倒壊含まない)620棟]

(東京湾北部地震・冬の午後6時・風速8m/秒)

《目標を達成するための主な対策》

- 建物の耐震化
- 家具類の転倒・落下・移動の防止対策の推進
- 救出・救護体制の強化
- 木造住宅密集地域の不燃化
- 区民や事業者の火災対応力の強化
- 消防力の充実・強化

【目標2】

都と連携し、帰宅困難者の安全を確保する

《目標を達成するための主な対策》北区帰宅困難者対策基本方針より

- 一斉帰宅抑制実現のための区内事業者等の備蓄対策の推進
- 家族との連絡手段・発災後の行動を考えておくなど事前準備の啓発
- 徒歩帰宅者のための帰宅支援対象道路を指定し、滞留者等に案内・広報
- 沿道の帰宅支援ステーション等を整備し、より一層の安全・安心を確保

【目標3】

避難所の環境整備等に努めるとともに、早期に被災者の生活再建の道筋をつける

《目標を達成するための主な対策》

- 避難所運営態勢の強化
- ライフラインの早期復旧
- 応急危険度判定の迅速化
- 復興態勢の強化

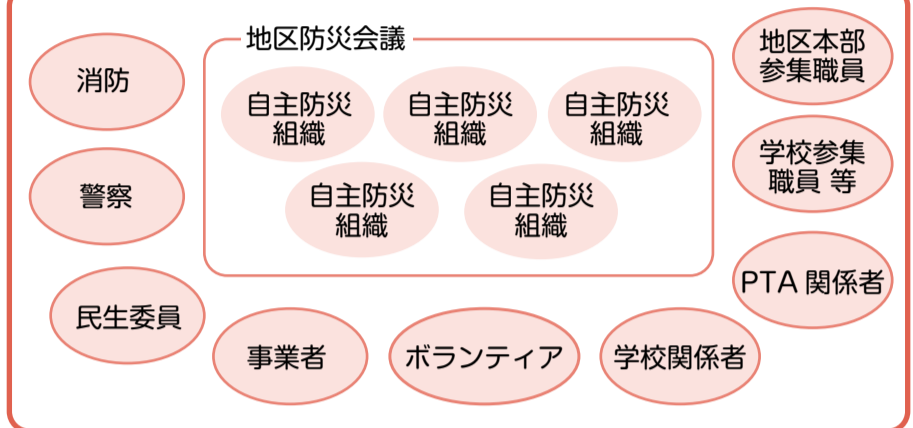
2. 主な対策内容(新規拡充事業)

(1) 地区防災運営協議会の設置

3カ年かけて19カ所に設置を目指します。

地区防災運営協議会

構成メンバー(案):イメージ



★役割

- ・地域の防災意識の啓発
- ・災害に関するネットワークの強化
- ・避難所の運営マニュアルの検証
- ・地区防災会議活動計画書の改定など

★期待できる効果

- ・地区防災会議の活性化策の一つとなる
- ・地区防災会議の主体性を尊重しながら、新しい活動の可能性が広がる
- ・地域の防災に関わる人々の間で、顔の見える関係ができる

(2) 避難体系等の見直し

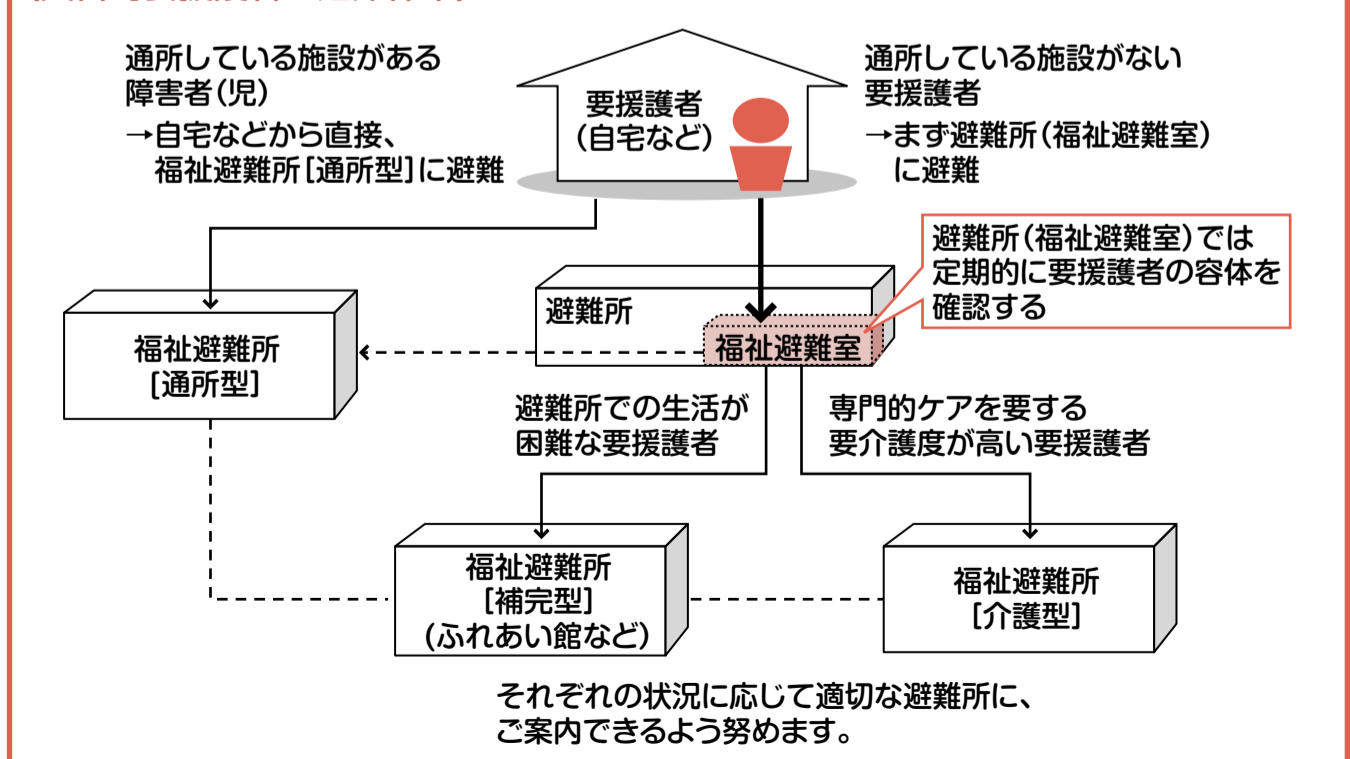
① 名称の変更

- ・一時集合場所 ⇒ いっとき集合場所
- ・避難場所 ⇒ 避難広場
- ・二次避難所 ⇒ 福祉避難所

② 災害時要援護者の避難体系の見直し

通所している施設や学校がある障害者(児)については、学校避難所等ではなく直接普段通いなれた施設に避難できる態勢を整備します。

《災害時要援護者の避難体系》



※この体系の整備に向けて、現在協議を進めています。

東日本大震災発生後の主な取り組み

東日本大震災発生(平成23年3月11日)

1. 「北区災害対策本部」設置(3月11日)
2. 救援物資輸送(仙台市若林区)(3月18日)

平成23年度の取り組み

- | | | |
|--|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 「東日本大震災に伴う総合対策本部」設置(4月1日) 2. 清掃職員、先遣隊派遣(4月13日) 3. 岩手県釜石市へ職員派遣開始(5月1日) 4. 北区豊島緊急避難施設開設(5月) 5. 「北区ニュース防災特集号」の発行(5月) 659,000円
東日本大震災を受け、区民向けに防災意識の啓発を目的として北区ニュースの特集号を発行。地震・水害への基本的な備えを掲載 6. 東日本大震災による区内被災世帯への | <ol style="list-style-type: none"> 見舞金支給 1,135,000円
東日本大震災により、住家に大きな被害のあった世帯に、見舞金を支給(5月) 7. 「東日本大震災を踏まえた今後の災害対策のあり方検討会」設置(8月)(12月までに6回実施) 8. 防災ラジオの配布(平成24年1月) 7,980,000円
防災関係機関(警察、消防など)や、私立学校など約1,000カ所に、防災ラジオを配布 9. 災害時要援護者世帯への家具転倒防止器具取付助成事業の実施 9,434,000円
500世帯への助成を予定していたが、上限を拡大して実施 | <p>23年度は1,158世帯への助成を実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 10. 防災設備の充実 20,161,000円 <ul style="list-style-type: none"> ①衛星携帯電話導入 6,767,000円 ②緊急地震速報機器導入 13,394,000円
幼稚園・小中学校、福祉施設等 11. 備蓄物資の購入 39,206,000円
(震災で消費した物資の補充と新たな物資の購入) <ul style="list-style-type: none"> ①民間福祉施設等備蓄物資購入費の助成 3,902,000円 ②区施設滞留者用備蓄物資購入 23,506,000円 ③毛布洗浄・リパック 11,798,000円 |
|--|--|--|

平成24年度の取り組み

- | | | |
|--|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 備蓄物資の購入 67,143,000円 <ul style="list-style-type: none"> ①福祉避難所備蓄物資の充実 14,183,000円 ②一時滞在施設の物資の購入 8,268,000円 ③発電機の新機種への買換え 10,129,000円 ④バルーン型投光機の購入 30,565,000円 ⑤授乳用品等の充実 3,998,000円 | <p>(自主防災組織への鍵の預託を機に、運営訓練に、避難所開設訓練を追加実施)</p>  | <p>館・ふれあい館・図書館などの区有施設に新たに追加配備し、既存の防災関係機関の無線機にファクス機能を追加</p> <ol style="list-style-type: none"> ④防災行政無線の拡声子局(屋外スピーカー)音の聞こえの調査(9月～25年1月) 21,735,000円
106基ある防災行政無線スピーカーの音の聞こえを、区内2000カ所で調査 ⑤避難所に災害時特設公衆電話を設置(平成25年1月～3月) 11,445,000円
各避難所に、災害時特設公衆電話を設置 |
|--|---|---|

2. 防災教育の充実

- ①「中学生地域防災力向上プロジェクト」の充実(5月～) 1,304,520円
・防災学校啓発用防災グッズの購入
中学生地域防災力向上プロジェクトでの啓発として、参加した生徒に軍手・ホイッスルキーライト・非常持出袋を配布
・防災ニュースの印刷
防災学校での啓発資料として防災ニュースを配布

③北区役所シェイクアウト訓練の実施(平成25年3月11日)

シェイクアウト訓練とは、同時刻一斉に、地震が起きたことを想定して、参加者が身を守る行動をとる訓練。
区役所職員を対象に行うことで、防災意識の向上と、災害時の職員行動を再確認するきっかけとするため実施



シェイクアウト訓練の様子



- ②都立高校の防災教室実施(4月から)への協力

3. 防災訓練の充実

- ①自衛隊の総合震災訓練への参加(9月2日)
東日本大震災での自衛隊の活動を伝え、北区における救助活動のあり方を考えるため、自衛隊に訓練への参加を要請
- ②避難所運営訓練の強化(10月～12月)
避難所を運営する自主防災組織などを対象に、避難所運営訓練を継続して実施

4. 情報伝達体制等の強化

- ①緊急速報メール(エリアメール)の導入(4月)
NTTdocomo、KDDI(au)、SoftBankの携帯電話会社が提供する緊急速報メールを災害発生時の情報伝達手段として、区から配信できるよう整備
- ②北区総合防災情報通信システム構築委託(追加設置) 109,725,000円
(7月～平成25年3月)
- ③地域防災行政無線(移動系)を保育園・児童

5. 災害時要援護者世帯への家具転倒防止器具取付助成事業の実施(5月から)

24年度は1000世帯を上限に助成を実施

6. そのほかの主な取り組み

- ①スタンドパイプセットの購入(12月～平成25年3月) 4,412,000円

初期消火活動に有効で扱いやすい機材として、東京消防庁が推奨する「スタンドパイプセット」を、19地区本部(地域振興室)に1基ずつモデル配備し、消火資機材の拡充を図る



- ②自主防災組織配備発電機の購入(9月) 5,692,000円
配備から20年以上経過している発電機を更新し、自主防災組織の災害時対応能力を強化する。
- ③避難所落下物等の安全調査 6,080,000円
避難所となる体育館の安全確保のため、落下物等の安全点検を実施